ベトナム向け輸出活水産動物の衛生証明書発行等に関する取扱要領

令和６年３月 22 日５消安第 7691 号

１．目的

本要領は、ベトナム向け輸出活水産動物について、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和２年４月１日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表１の別紙 VN-S2「ベトナム向け輸出活水産動物の取扱要綱」に基づくベトナム向け輸出活水産動物の衛生証明書の発行手続等の詳細を定めるものである。

２．用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）ベトナム向け輸出活水産動物

我が国からベトナムに輸出される食用の生きている水産動物（ただし、観賞魚及び飼料用水産物を除く。）

（２）対象疾病

ベトナムが指定する水産動物ごとの疾病をいう（別途、農林水産省のホームページに掲載する。）。

（３）輸出者

ベトナム向け輸出活水産動物を輸出しようとする者をいう。

（４）衛生証明書

ベトナム向け輸出活水産動物への添付が求められている動物衛生に関する証明書をいう。

（５）畜水産安全管理課

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課をいう。

（６）証明書発行機関

都道府県（本要領において「地方独立行政法人」を含む。）

（７）検査機関

都道府県又は別添１に基づき畜水産安全管理課若しくは都道府県の認定を受けた検査機関をいう。

（８）対象疾病の発生

養殖場又は漁獲水域の水産動物に対象疾病の臨床症状や対象疾病を原因とする死亡が現に認められることをいう。なお、養殖水産動物については発生の最小単位は養殖場とするが、同一養殖場内の発生であっても衛生状態が異なると判断できる場合は養殖場の区域を区別して取り扱うことができる。

３．証明書発行機関の登録手続

（１）証明書発行機関として登録を受けようとする都道府県は、別紙様式１により、衛生証明書に記載する発行機関名（日本語及び英語）並びにその印章を畜水産安全管理課に申請するものとする。なお、各都道府県において複数の証明書発行機関を登録することは可能である。

（２）畜水産安全管理課は、（１）の申請を行った都道府県について、農林水産省のホームページにて公表する。当該リストの公表をもって証明書発行機関としての登録手続を完了とする。

（３）証明書発行機関は、登録した登録機関名及び印章に変更が生じた場合は、その都度速やかに別紙様式２により畜水産安全管理課に登録事項の変更を申請するものとする。

４．衛生証明書の発行手続

証明書発行機関は、以下の手続により衛生証明書の発行を行うこととする。

（１）衛生証明書の発行要件

衛生証明書の発行は、次に掲げる①から③を満たし、かつ、④から⑥までのいずれかの要件を満たす場合に限り行う。

① 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）に規定する「内国貨物」であること。

② 別紙様式３及び別紙様式４の記載内容と別紙様式３に添付する書類の記載内容が合致していること。

③ ベトナム政府が輸入を認めている品目であること。

④ ベトナム向け輸出活水産動物が養殖水産動物の場合は、以下の要件を満たす養殖場において生産されたものであること。

ア 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）の規定に基づき区画漁業の免許を受けていること（ただし、本要領において、陸上養殖等の同法の「区画漁業」に該当しない養殖業はこの限りでない。）。

イ ベトナム向け水産動物の収穫時期に対象疾病の発生が確認されていないこと（必要に応じて別添２に従い検査を実施する）。

ウ 水産防疫対策要綱（平成 28 年７月１日付け 28 消安第 1412 号農林水産省消費・安全局長通知）の別記３「養殖場における衛生対策指針」に基づく基本的な防疫措置（親魚や種苗導入時の導入元の疾病発生状況や衛生管理状況等の確認、疾病発生時の都道府県への報告や死魚の除去、消毒等の基本的なまん延防止措置の実施等）が対象疾病全てに対し適切に行われていること。

⑤ ベトナム向け輸出活水産動物が天然水産動物（本要領において「養殖水産動物以外の水産動物」をいう。）の場合は、以下の要件を満たす水域において漁獲されたものであること。

ア 漁獲水域が明確であること。

イ 漁獲水域において、漁獲時期に対象疾病の発生が確認されていないこと（必要に応じて別添２に従い検査を実施する）。

⑥　ベトナム向け輸出活水産動物が第三国から輸入された水産動物である場合は、検査機関が別添２に従い対象疾病について検査を行い、対象疾病にかかっていないことが確認されていること。ただし、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく輸入許可を受けている等により、対象疾病にかかっていないことが明らかであるものについては、この限りではない。

（２）検査

（１）④のイ又は（１）⑤のイの対象疾病の発生がないことを確認するために、近隣で対象疾病が発生し被害が拡大している場合、対象疾病発生後の防疫措置を講じた後等証明書発行機関が必要と認める場合輸出者は別添２に従い、別紙様式５により検査機関に検査の申請を行わなければならない。検査機関は検査の実施後、別紙様式６により輸出者に対し検査結果を通知する。

ただし、検査機関と証明書発行機関が同一の都道府県農林水産関係の部署である場合は、検査機関は別紙様式５及び別紙様式６を省略し、輸出者は別紙様式３により証明書発行機関に衛生証明書の発行を申請し、証明書発行機関は別紙様式４の衛生証明書を発行することとする。

輸出者は、検査については可能な限り輸出の直前に行うこととし、検査後は衛生状態の異なる水産動物と接触しないように管理しなければならない。

（３）衛生証明書の発行申請

輸出者は、ベトナム向け輸出活水産動物の輸出を行おうとする場合は、その都度、別紙様式３及び別紙様式４に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、証明書発行機関に提出する。

①　原産地の所在地を確認することができる書類（原産地証明書、販売証明書等でベトナム向け輸出活水産動物の生産地が記載されているものの写し）

②　次に掲げるアまたはイのいずれかの書類

ア　漁業法の規定に基づく免許の写し又は内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づく指定養殖業の許可証若しくは届出養殖業の届出の写し及び別添２の検査を実施した場合は当該検査の結果（別紙様式６）

イ　ベトナム向け輸出活水産動物が第三国から輸入されたものである場合は、関税法の規定に基づく輸入許可通知書の写し及び別添２の検査を実施した場合は当該検査の結果（別紙様式６。ただし、水産資源保護法に基づく輸入許可を受けている等により、対象疾病にかかっていないことが明らかであるものは、同法に基づく輸入許可証の写し等）

③　別紙様式３の記載内容が確認できる書類（インボイス、パッキング

リスト、船荷証券（B/L）、航空貨物運送状（AWB）等の写し）

（４）衛生証明書の発行

① 証明書発行機関は、（３）に基づく申請が（１）の要件を満たすと判断した場合は、別紙様式４により衛生証明書を発行し、申請者に交付するとともに、その写しを３年間保管するものとする。なお、衛生証明書は英語で記載し、「Reference No」は、証明書発行機関において独自に管理するものとする。（具体的な記載方法については、別紙様式４－１を参照）

② 輸出者は、予定していた輸出が中止になる等衛生証明書が不要となった場合は、証明書発行機関に対し別紙様式７により取消し願いを速やかに提出しなければならない。なお、輸出者が既に当該輸出に係る衛生証明書を受領している場合には、速やかに証明書発行機関に返却するものとし、証明書発行機関は当該証明書の返却を確認するまで、当該輸出者に対して新たな衛生証明書を発行してはならない。

③ 衛生証明書の有効期間は発行日及びその翌日から起算して 15 日間とする。

（５）衛生管理の確認等

① 証明書発行機関は、ベトナム向け輸出活水産動物が（１）の要件を満たしていること等を確認するため、現地確認や検査を行うことができるものとし、この場合、輸出者、養殖業者、漁業者等はそれらに協力しなければならない。

② 畜水産安全管理課は、ベトナム政府からベトナム向け輸出活水産動物について、ベトナムの動物衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けた場合は、必要に応じ、証明書発行機関等の協力を得て養殖場等の調査や輸出者への指導等を行うこととする。

③ 輸出者、養殖業者、漁業者等は、輸出の都度、疾病による外観上の異状がないことを確認するとともに、衛生証明書の取得後も、ベトナム向け輸出活水産動物の輸送及び保管の際の衛生管理を適切に実施しなければならない。また、水産動物の健康状態が通常と異なる場合や、死亡数が増加するなど疾病の疑いがあることを確認した場合は、速やかに都道府県に相談することとし、自主的な管理に努めるものとする。

（６）衛生証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかに該当するときは、必要に応じて畜水産安全管理課と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書を発行しないことができる。

① 申請書及び申請書に添付する書類について、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるとき。

② 過去に交付を受けた衛生証明書の不正使用が判明している輸出者か

らの申請であって、当該輸出者に衛生証明書を交付した場合に衛生証明書の適正な使用を確保することができないと認められるとき。

③　その他相当の理由があると認められるとき。

５．その他

（１）輸出者、養殖業者、漁業者等は、証明書発行機関及び証明者に対し、何らかの請求を行う権利を有さない。

（２）輸出者、養殖業者、漁業者等は、ベトナムの規則及び条件について自ら最新の情報を収集するよう努めるものとする。

（別添１）

検査機関の認定に関する手続

１．検査機関の概要

検査機関は、輸出者の申請に基づき、衛生証明書の発行に係る検査を行うものとする。

畜水産安全管理課又は都道府県が審査し、検査機関として適切であると認定した者は、検査機関になることができる。

２．検査機関の認定手続

以下の（１）に掲げる認定要件を満たす者は、（２）の提出書類を（３）の申請先に提出することにより、検査機関としての認定を受けることができる。

（１）検査機関の認定要件

① 検査機関として適格である者として次に掲げる事項を全て満たすこと。

ア　法人格を有すること。

イ　検査業務の方針、手続及び運用が差別的でなく、検査業務の客観性及び公平性を確保するための体制が整備されていること。

ウ　検査業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、検査業務がその他の活動に影響されないこと。

エ　検査業務を実施する上で十分な能力を有する人員、設備、施設及び財政的安定性を有すること。

オ　検査業務に係る記録を適切に作成、保管し、業務の過程で得られる情報の秘密を保持するための内部規則等を有すること。

② 検査機関が利害関係者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

ア　検査機関が株式会社である場合にあっては、証明書発行申請者が検査機関の親法人（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第１項に規定する親法人をいう。）であること。

イ　検査機関の役員に占める証明書発行申請者の役員又は職員（過去２年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が２分の１を超えること。

ウ　検査機関の代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員（過去２年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

（２）提出書類

① 別紙様式８の認定申請書

② 別添２に掲げる検査手順に従って適切に検査を実施できる体制を整

えていることを示す以下の資料（いずれも写しで可。）
ア　定款
イ　組織の概要を示す資料
ウ　組織の財務体制を示す資料
エ　役員の氏名及び略歴が分かる資料
オ　手数料に関する資料
カ　株式会社の場合は、主要な株主構成が分かる資料
キ　検査にかかる人員及び設備に関係する資料
ク　過去の検査についての実績を示す資料
ケ　ISO 認証等の第三者機関による認定を受けている場合は、当該認定を証する資料

（３）申請先
畜水産安全管理課又は各都道府県

３．認定証の交付
畜水産安全管理課又は都道府県は、検査機関の認定の申請があった場合、２の（１）に掲げる要件を満たしているか提出書類を審査し、必要に応じて職員に立入調査を行わせ、検査機関として適切であると認めた場合、申請者に対し、別紙様式９により認定書を交付するものとする。

４．検査機関への指導・検査等
（１）指導
畜水産安全管理課又は都道府県は、検査機関に対し、検査業務の適切な実施のために必要な指導を行うものとし、検査機関はこれに従うものとする。

（２）検査
畜水産安全管理課又は都道府県は、検査機関に対し、検査業務が適切に実施されていることを確認するため、必要に応じ、検査を行うものとし、検査機関はこれに協力するものとする。

（３）認定の取消し
畜水産安全管理課又は都道府県は、以下に該当するときは、検査機関の認定の取消し等の必要な措置を講ずるものとする。
①　検査機関が２の（１）に掲げる要件を備えていないと認める場合
②　検査機関が輸出者からの申請に対し正当な理由なく検査業務を行わなかった場合
③　検査機関が業務を行う上で不正な行為を行ったと認められる場合
④　検査機関が（２）の検査を受けることを拒否した場合
⑤　その他相当の理由がある場合

５．検査機関の申請事項の変更及び認定の取消し
（１）検査機関は、認定された申請事項に変更があった場合は、申請先に対

し、別紙様式 10 により変更を申請するものとする。

（2）認定の取消しを希望する検査機関は、申請先に対し、別紙様式 11 により取消しを申請するものとする。

（別添２）

ベトナム向け輸出活水産動物の検査の対象及び方法

１．対象動物等及び対象疾病

検査機関は、検査の申請があったベトナム向け輸出活水産動物について、対象疾病の検査を実施する。ただし、本要領４（２）に該当する場合（第三国から輸入された水産動物ではない場合に限る。）に関する、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に規定された特定疾病（国内で発生が確認されていないものに限る。）の検査は省略できるものとする（別途、農林水産省のホームページに掲載する。）。

２．検査方法

検査機関は、目視検査により、対象疾病の伝染による外観上の異状が認められないことを確認する。外観上の異状とは、体表・鰓等の出血、貧血、体色黒化、退色、旋回游泳、游泳（動き）緩慢、瀕死・へい死の増加等をいう。

必要に応じて、検査機関は、特定疾病については水産防疫対策要綱（平成 28 年７月１日付け 28 消安第 1412 号農林水産省消費・安全局長通知）の病性鑑定指針の診断法の項目に定められた検査方法に従って、特定疾病以外の対象疾病については WOAH（国際獣疫事務局）水生動物診断マニュアルで推奨されている検査方法に従って、精密検査を実施する。

３．サンプリング数

申請品目毎に１ロットとし、荷口の確認を行うとともに、１ロットの梱包数（N)に応じて、以下に示す開梱数（n)を目安とする。

１ロットの梱包数（N)	開梱数（n)
N≦150	3
150＜N≦1200	5
N＞1200	8

※ １ロットの梱包数が３に満たない場合は開梱数（n)は１とする。